

## ○少年相談員の設置に関する訓令

平成17年 3月31日

本部訓令第21号

少年相談員の設置に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年相談員（以下「相談員」という。）の委嘱及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 少年警察活動（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第1条第1項に規定する少年警察活動をいう。以下同じ。）を効果的に推進するため、各警察署の管轄区域内に相談員を置く。

(任務)

第3条 相談員は、警察署長の指導及び助言により、次の各号に掲げる活動を行い、少年警察活動に協力援助するものとする。

- (1) 少年相談に関すること。
- (2) 非行少年、不良行為少年、要保護少年、被害少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見並びに補導及び保護に関すること。
- (3) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- (4) 非行集団の解体補導に関すること。
- (5) 非行防止のための地域社会に対する広報・啓発に関すること。
- (6) その他前各号の目的を達成するため、地域の特性に応じて必要と認められること。

(上申)

第4条 警察署長は、次の各号に掲げる基準により相談員を選考し、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

(委嘱)

第5条 本部長は、警察署長からの上申に基づき相談員を委嘱する。

(任期)

第6条 相談員の任期は、2年とし、再委嘱を妨げない。

(解嘱)

第7条 本部長は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。

(2) 心身の故障その他の理由により、相談員としての任務を果たすことができないとき。

(報償)

第8条 相談員には、報償金を支給する。

(活動区域)

第9条 相談員の活動区域は、原則として所轄警察署の管轄区域内とする。

(遵守事項)

第10条 相談員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 少年の特性を理解し、健全育成の精神で活動に当たること。

(2) 活動を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。

(3) 少年、保護者その他の関係者から信頼されるよう人格、識見の向上に努めること。

(4) 常に所轄警察署と緊密な連絡を保つほか、関係者との連絡協調に努めること。

(少年指導委員の兼務)

第11条 相談員のうち、山口県公安委員会が少年指導委員として委嘱した者は、少年指導委員の任務を兼務するものとする。